

## 施策 1 2 1

# 医師確保と医療体制の整備

主担当部局：健康福祉部

### 県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間・診療科目間の医師の偏在解消が行われることと合わせて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

### 現状と課題

- 医師や看護師等の不足などにより、地域における二次救急の輪番制の維持が困難な状況となっており、地域医療に従事する医師等の育成と定着促進や医療機関の機能分担・機能連携を進めるとともに、救急医療を安定的に確保するための対策を行う必要があります。
- 「かかりつけ医」を持たないこと等から安易に救急車を利用することが多く、県民一人ひとりの地域医療に対する理解の促進と適切な受診行動が求められています。
- 安全・安心な医療を確保するため、医療に関する相談に適切に対応するとともに、医療機関の情報提供を進める必要があります。
- 医師や看護師等の不足などにより、一部の県立病院において、役割・機能が十分に発揮できていない状況にあることから、県立病院改革を着実に進める必要があります。
- 市町国民健康保険は、医療費が高い高齢者や低所得者が多く、小規模保険者もあり、財政基盤が不安定になりやすいことから、広域化に向けた環境整備や後期高齢者医療制度も含めた財政支援の拡充等、制度の見直しが求められています。

### 変革の視点

これまでの行政・医療機関が主体となった取組に加え、県民自らが、地域医療に対する理解を深め、一人ひとりができることに取り組むことにより、地域の医療を守る行動等につなげていくとともに、医師や看護師等の医療従事者にとっても魅力のある医療機関や医療体制づくりを進めていきます。

### 平成 27 年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
人口 10 万人あたりの病院勤務医師数	118.6 人 (22 年度)	124.0 人 (26 年度)	県の人口 10 万人あたりの県内病院に勤務する常勤医師数

### 平成 24 年度を取組方向

- ① 県民が「かかりつけ医」を持つことや地域医療に対する理解を深め、一人ひとりができることに取り組めるよう、企業、医療機関、大学、関係団体などに働きかけ、新たに啓発キャンペーン等を行います。
- ② 医師の不足・偏在の解消に向けて、研修医など若手医師の確保・育成や地域医療研修センターを通じた地域医療教育の充実、女性医師の子育て・復職支援等に取り組むほか、新たに、指導医の育成、医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに取り組みます。
- ③ 看護職員の確保に向けて、修学資金貸与制度等を活用した県内就業率の向上や病院内保育所の運営支援など、看護職員の子育てと仕事の両立を支援します。また、潜在看護職員を復職につなげるための研修や高度化、多様化する医療現場のニーズに的確に対応できる、高い専門性を有する看護職員の養成に対し支援します。また、資質の高い看護職員の養成を図るため、公立大学法人三重県立看護大学の運営に必要な支援を行います。

- ④ 医療機関の適切な機能分担・機能連携を促進する観点から、救急医療情報システムによる初期救急医療機関の案内や、二次救急医療機関等の施設整備等の支援、三次救急医療体制の充実のため、救命救急センターの運営支援及び県内全域を対象としたドクターヘリの運用を行います。
- ⑤ 良質で適切な医療提供体制を確保するため、国の基本方針に基づき、従来の、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に、患者数が増加している精神疾患を新たに加え5疾病として位置づけ、地域の実情を十分に踏まえた第5次保健医療計画の策定を行います。
- ⑥ 平成 24(2012)年4月から特定地方独立行政法人に移行する県立総合医療センターに対して、中期目標で定めた政策医療の提供や法人運営に関して必要な支援を行います。
- ⑦ 県立病院については、県民に良質で満足度の高い医療サービスを提供するため、県立病院改革を着実に進めるとともに、「三重県病院事業中期経営計画（平成 22～24 年度）」に沿って、引き続き経営の改善に取り組みます。また、志摩病院の指定管理者に対し適切な管理監督を行います。
- ⑧ 国民健康保険の県単位の広域化に向けて「三重県国民健康保険広域化等支援方針」に基づき市町に対し、後期高齢者医療制度についても後期高齢者医療広域連合に対し、法に基づく財政支援や助言、指導を行います。

## 主な事業

- ① (一部新) 医師確保対策事業 (健康福祉部)  
**【基本事業名：12101 医療分野の人材確保】**  
 予算額：(23) 7 4 8, 7 4 5 千円 → (24) 8 9 4, 1 2 6 千円  
 事業概要：医師修学資金貸与制度の運用、臨床研修の魅力向上、勤務医負担軽減、指導医の育成、女性医師への子育て・復職支援、全国からの医師招聘などの取組を通じて、救急医療を中心に担う若手医師等の県内定着を進め、医師不足・偏在解消を図ります。

- ② (新) 医師等キャリア形成支援事業 (健康福祉部)  
**【基本事業名：12101 医療分野の人材確保】**  
 予算額：(23) 一 千 円 → (24) 7 6, 7 1 4 千円  
 事業概要：県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保支援等を行う仕組みづくりとその運用等を行う三重県地域医療支援センター(仮称)を設置、運営します。また、へき地等の地域医療の担い手を育成するため、研修医、医学生等を対象に三重県地域医療研修センターにおいて実践的・特徴的な研修等を実施します。
- ③ (一部新) 看護職員確保対策事業 (健康福祉部)  
**【基本事業名：12101 医療分野の人材確保】**  
 予算額：(23) 3 5 7, 2 8 4 千円 → (24) 2 3 2, 2 3 5 千円  
 事業概要：修学資金の貸与等により看護職員の確保をはかるとともに、新人看護職員の卒後研修体制の構築・支援、病院内保育所の設置・運営支援、復職支援など、看護職員の定着促進および離職防止等に取り組みます。また、高度化、多様化する医療現場のニーズを踏まえ、がん看護、訪問看護などの専門領域における、高い臨床能力を備えた看護職員の養成を支援します。
- ④ 公立大学法人関係事業 (健康福祉部)  
**【基本事業名：12101 医療分野の人材確保】**  
 予算額：(23) 6 9 3, 3 6 8 千円 → (24) 6 9 1, 1 3 5 千円  
 事業概要：公立大学法人三重県立看護大学の運営に必要な経費を交付するとともに、同法人の業務の実績に関する評価を行うため、三重県公立大学法人評価委員会を運営します。

- ⑤ (一部新) 救急医療体制再整備・医療情報提供充実事業 (健康福祉部)  
【基本事業名: 12102 救急・へき地等の医療の確保】  
予算額: (23) 4 6 0, 2 0 2 千円 → (24) 5 3 3, 4 6 4 千円  
事業概要: 地域における救急医療体制の維持・確保を図るため、市町や関係機関と連携して、啓発活動に取り組むとともに、救急医療情報システムによる初期救急医療情報の県民への提供、二次救急医療機関への支援やドクターヘリの運用等を行います。また、急性期から在宅まで切れ目のない医療提供体制を構築する観点から、新たに小児在宅医療体制の整備等を支援します。
- ⑥ 医療審議会事業 (健康福祉部)  
【基本事業名: 12103 医療の質の向上】  
予算額: (23) 5, 5 5 0 千円 → (24) 1 9, 5 9 3 千円  
事業概要: 県民医療意識調査や医療機能実態調査等を行い、その結果を踏まえ、第5次保健医療計画の策定を行います。
- ⑦ 県立病院の医師・看護師確保定着事業 (病院事業庁)  
【基本事業名: 12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービス提供】  
予算額: (23) 1 7 5, 6 8 9 千円 → (24) 5 6, 4 4 4 千円  
事業概要: 県立病院で働く医師・看護師等の確保のため、医師の研究環境の充実や新人看護師の技術支援、院内保育の充実、助産師及び看護師修学資金の貸与等に取り組みます。
- ⑧ (新) 志摩病院管理運営事業 (病院事業庁)  
【基本事業名: 12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービス提供】  
予算額: (23) 一 千円 → (24) 1, 4 8 1, 5 6 6 千円  
事業概要: 指定管理者制度を導入する志摩病院において、政策的医

療を実施するため、指定管理者に対し必要な経費を交付するとともに、安定的、継続的な管理運営を図るため、運営形態の円滑な移行や業務の確実な実施、当面の経営基盤強化にかかる資金の交付・貸付を行います。

- ⑨ 病院事業会計支出金 (健康福祉部)  
【基本事業名: 12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービス提供】  
予算額: (23) 7, 8 4 2, 9 5 4 千円 → (24) 4, 3 3 8, 1 9 2 千円  
事業概要: 県立病院の政策医療に関する経費、不採算な経費等について、特別会計への負担・補助等を行います。
- ⑩ (新) 地方独立行政法人三重県立総合医療センター関係事業費 (健康福祉部)  
【基本事業名: 12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービス提供】  
予算額: (23) 一 千円 → (24) 1, 7 7 7, 5 9 2 千円  
事業概要: 平成24年度から地方独立行政法人化する三重県立総合医療センターが県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供できるよう運営していくために必要な経費を交付します。また、新法人の業務の実績等に関する評価を行うため、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会の運営を行います。
- ⑪ 国民健康保険調整交付金 (健康福祉部)  
【基本事業名: 12105 適正な医療保険制度の確保】  
予算額: (23) 6, 5 7 0, 6 4 8 千円 → (24) 6, 9 4 5, 2 8 3 千円  
事業概要: 国民健康保険財政において市町間に存在する被保険者の格差を解消するため、定率国庫負担だけでは解消できない市町間の財政調整を行います。